


重要事項説明書

地震被災者のための生活支援費用保険

 <重要なお知らせ> **～必ずお読みください～**
お申し込み前に「契約概要」、「注意喚起情報」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。特に保険金をお支払いできない主な場合等にご注意ください。

契約概要～ご契約の概要について【地震被災者のための生活支援費用保険】～

この「契約概要～ご契約の概要について～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認のうえお申込み頂きますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、弊社お客様コールセンターまでお問い合わせください。

1. 商品のしくみについて

この商品は、以下いずれかの事由が発生した場合に保険金をお支払いします。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ① 地震等による損害（※1）により、被保険者（※2）のお住まいが全壊（※3）になった場合 | ② 被保険者のお住まいの市区町村で震度6強以上の地震が発生した場合（※4） |
|--|---------------------------------------|

※1 「地震等による損害」とは「地震・噴火・またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害」をいいます。
※2 「被保険者」とは、この保険の補償の対象となられる方をいいます。
※3 「全壊」とは、政府の定める災害の被害認定により地方自治体が発行するり災証明書の認定区分が全壊または全焼の場合をいいます。
※4 被保険者のお住まいが所在する市区町村における気象庁発表の震度階級が6強以上となった場合をいいます。

2. 補償内容について

(1) 保険金をお支払する場合

- ①地震被災費用保険金
被保険者のお住まいが、地震等による損害を受け、政府の定める被害認定により全壊の認定を受けた場合、地震被災費用保険金として30万円をお支払いします。
- ②震度6強被災保険金
被保険者のお住まいが所在する市区町村における気象庁発表の震度階級が6強以上となった場合、震度6強被災保険金として5万円をお支払いします。

(2) 政府の定める被害認定に関して

政府が定める被害認定とは、平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知にもとづき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。

(3) お支払いする保険金の総額

1保険期間中に弊社がこの保険契約によりお支払いする保険金の総額は、30万円を限度とします。震度6強以上の地震の発生により、被保険者のお住まいが全壊と認定されたときは、震度6強被災保険金はお支払いしません。震度6強以上の地震の発生により震度6強被災保険金として5万円の保険金を支払った場合で、その地震により被保険者のお住まいが全壊と認定されたときは、限度額30万円から5万円を控除した金額(25万円)を地震被災費用保険金としてお支払いします。地震被災費用保険金をお支払いした場合、この保険契約は、その保険金の支払いの原因となった地震等による損害が生じた時に終了します。また、震度6強以上の地震の発生日から遡って100日以内に震度6強被災保険金として5万円の保険金をお支払いする地震が同一の市区町村内ですでに発生していた場合には、震度6強被災保険金はお支払いしません。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①お客様、被保険者、被保険者と同居する方、保険金の受取人またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反により発生した損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)により発生した損害
- ③核燃料物質(使用燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故により発生した損害
- ④この保険契約の保険料を領収する前に生じた地震等による損害
- ⑤この保険は地震保険と保険金支払い基準が異なります。地震保険で保険金支払いの対象となっても、この保険では、保険金支払いの対象外となる場合がありますのでご注意ください。
- ⑥保険金を請求される際、住民票により被保険者の住所が確認できない場合には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(5) 保険契約が失効する場合

以下いずれかの事実が発生した場合は、保険契約はその効力を失います。

- ①被保険者のお住まいの全部が滅失した場合
- ②被保険者のお住まいを被保険者が変更した(転居した)場合(ただし、弊社が承認した場合を除きます。)
- ③被保険者が死亡した場合(ただし、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。)

3. 保険金請求の手続きについて

お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて地震等による損害が生じたことを知ったときは、その状況や程度を速やかに弊社までご通知ください。なお、お客様または被保険者は、以下の書類を提出しなければなりません。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| (1) 保険金請求書 | (3) 住民票の写し |
| (2) り災証明書(地震被災費用保険金の請求時に限ります。) | (4) その他弊社が要求する書類 |

4. 保険期間・保険の継続について

- (1) 保険期間は1年または2年を選択できます。
- (2) 保険期間1年を選択された場合、クーリングオフ制度は適用されません。
- (3) 保険期間2年を選択された場合、クーリングオフ制度の適用があります。保険期間2年を選択されたお客様は、保険料のお支払い日またはこの書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、弊社に書面を郵送いただくことによりこの保険のお申し込みを撤回することができます。この場合、弊社は、払い込まれた保険料の全額をお客様に返還いたします。
- (4) 弊社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、保険料および引受内容を記載した継続通知書をお客様に送付します。
- (5) 弊社が継続通知書を送付した場合、お客様より、この保険期間の末日または継続通知書を受領した日の翌日から起算して30日後の日のいずれか遅い日までに、この保険契約を継続しない旨の意思表示がない限り、弊社は、お客様が継続通知書の記載事項(お客様が訂

正の申し出を行ったときは、訂正された継続通知書の記載事項)で継続する旨の意思表示を行ったものとみなします。

- (6) 弊社は、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、本普通保険約款、本契約に付帯される特約、保険契約引受けに関する制度および保険料率等の見直しを行うことがあります。
- (7) 弊社は、継続契約に適用すべき制度・料率等を変更する必要が生じた場合は、変更後の契約条件をお客様に通知した上で、変更後の契約条件を継続契約に適用することができるものとします。契約条件変更の通知を受けた場合、お客様は、この保険契約の保険期間の末日又は当該通知を受領してから14日後の日のいずれか遅い日までに、弊社に対してこの保険契約を継続しない旨の書面による意思表示を行うことができます。この場合、この保険契約は継続されなかったものとみなし、お客様が継続保険料の払込みを行っている場合は、弊社は当該保険料をお客様に返還します。

5. お引受け条件について

- (1) お住まいの建物は、被保険者が居住する住居に限ります。(住宅部分のないものはお引受け出来ません。)
- (2) お住まいの地域における弊社の保有契約数が、弊社の定める保有契約数の限度に達した場合には、お客様にお申込みの意思表示をいただいた後であっても、お引受けをお断りする場合があります。
- (3) 被保険者のお住まいについて、被保険者と同居する方がこの保険契約を重複して契約することはできません。重複して契約された場合には、後で契約された保険契約は無効になります。
- (4) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言

6. 保険料に関する事項

- (1) 保険料は、保険期間によって異なります。
- (2) 地震の頻発等により、弊社の保険料計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況が発生した場合、この保険契約の保険期間中において、保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあり

7. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は以下から選択できます。

- (1) 弊社指定のクレジットカードによる払込み
- (2) 口座振替(ご指定の金融機関・ゆうちょ銀行からの自動振替)による払込み
- (3) 直接払込み(金融機関等の弊社が指定する口座経由)

8. 満期返れい金・配当金に関する事項

この商品には満期返れい金・契約者配当金はございません。

9. 解約(お客様による保険契約の解除の場合)返れい金に関する事項

領収した保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返れいします。(ただし、既経過期間中に保険金をお支払いしている場合には返れいしません。)

ご不明な点、ご相談、苦情などお気軽にお問い合わせください。専門スタッフがていねいにお答えします。

お客様コールセンター

0120-431-909 受付時間 /9:00 ~ 18:00
(土・日・祝日を除く)



日本震災パートナーズ株式会社
Shinsai Partners Inc

注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄【地震被災者のための生活支援費用保険】～

この「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、弊社お客様コールセンターまでお問い合わせください。

1. クーリングオフについて

- (1)クーリングオフ制度とは
- お客様またはお申込人がお申込みから一定期間であれば法令等によりご契約の撤回等が行える制度です。保険期間1年を選択されたお客様は、契約期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象外としておりますので、あらかじめご了承ください。保険期間2年を選択されたお客様は、保険料のお支払い日、またはこの書面を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にこの保険のお申し込みを撤回する旨の書面をご送付いただくことにより、この保険契約を撤回することができます。
- (2)クーリングオフのお手続き方法
- 書面（はがきまたは封書）に右記の項目をご記入いただき、ご署名・ご捺印のうえ、以下の郵送先までお送りください。お電話、ファックス、電子メールでのお申出は受付できませんのでご容赦ください。

2. 被保険者が死亡した場合

- 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は失効します。ただし、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。
- 被保険者のお住まいが普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する地震等による損害を被ったときから、弊社が保険金をお支払いするまでに被保険者が死亡した場合は、弊社は、民法に従い、被保険者の法定相続人に対し保険金をお支払いします。お客様と被保険者が同一のときは、法定相続人

3. お住まいを移転された場合のお取扱いについて

お住まいを移転された場合は、速やかに弊社までご連絡ください。移転のご連絡がない場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- お客様、被保険者、被保険者と同居する人、またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- 核燃料物質（使用燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆

5. 責任開始日(保険始期)について

ご契約の責任開始日（保険始期）は、保険料の支払方法により異なります。具体的には以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

※この保険契約が継続される場合には、継続後の保険契約の責任開始日（保険始期）は、保険料の支払方法に関わらず、この保険契約の保険期間の末日の翌日午前0時となります。

| 払込方法 | 責任開始日（保険始期） |
|--|--|
| (1)クレジットカード払いの場合 | 弊社がクレジットカードの有効性等の確認ができた日（申込書が弊社に到着した日の翌営業日）の翌日午前0時となります。（例：申込書到着日：4月1日（金） → 責任開始日：4月5日（火）午前0時） |
| (2)口座振替（ご指定の金融機関・ゆうちょ銀行からの自動振替）による払込みの場合 | 申込書が弊社に到着した日が、その月の1日から20日の間であれば翌月1日午前0時となります。その月の21日から末日の間であれば、翌々月1日午前0時となります。（例：申込書到着日：4月1日（金） → 責任開始日：5月1日（日）午前0時） |
| (3)直接払込（弊社指定口座経由の払込）の場合 | 弊社指定口座への払込：お客様が払込んだ保険料が、弊社指定口座に着金した日の翌日午前0時となります。 |
| (4)責任開始日を任意で指定する場合※ | お客様が指定する日の午前0時（事前に弊社の承諾が必要です。また上記(1)(2)(3)の責任開始日以前の日を指定することはできません。） |

※ 指定する日までに被保険者が居住を開始していない場合には、補償は開始いたしませんので、「保険金をお支払する場合」に該当していても、保険金はお支払できません。この場合には、実際に居住を開始した日を責任開始日としてご指定されたものとみなします。なお、居住を開始した日は、住民票等により証明された日とします。

6. 取扱代理店の権限

取扱代理店およびその担当者（少額短期保険募集人）はお客様と弊社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。従いまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

7. 保険料の払込猶予期間、契約解除について

- (1)クレジットカード払いの場合
- 保険料について、クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認ができない場合、または弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合は、弊社はお客様に未払保険料を直接に請求することができます。その場合、お客様は遅滞なく弊社に払い込まなければなりません。弊社は、お客様からの
- 保険料払込みのない場合、保険契約を解除することができます。
- (2)口座振替払いの場合
- 払込期日に保険料の払込みがない場合には、お客様は、保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに払い込まなければなりません。弊社は、保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに保険料相当額の払込みのない場合、保険契約を解除することができます。

8. 解約(お客様による保険契約の解除の場合)返れい金について

領収した保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返れいします。（ただし、既経過期間中に保険金をお支払いしている場合には返れいしません。）

9. 法令等で注意喚起することとされている事項

- (1)万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。
- (2)この保険は、地震保険に関する法律（昭和41年5月18日施行）に基づく再保険の適用を受けず、弊社独自の再保険契約により保険金支払いの安定性を確保しています。
- (3)地震の頻発等により、弊社の保険料計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況が発生した場合、この保険契約の保険期間中において、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (4)巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

10. 地震保険料控除

この保険商品は、地震保険料を支払った場合に受けられる所得控除（地震保険料控除）の対象になりません。

被保険者に関する個人情報の取扱いについて

- (1)個人情報の利用目的
- ①保険契約のお見積り、お引受け、維持、管理
 - ②保険金のお支払い手続き
 - ③弊社または弊社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
 - ④弊社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査
- (2)センシティブ情報に関して
- 弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、本籍地等のセンシティブ情報の取得・利用・第三者提供を、相続手続を伴う保険金支払事務等の業務上必要な範囲に限定しています。
- (3)個人情報の提供
- 弊社は、以下の場合を除き、被保険者の同意なく被保険者の個人情報を第三者に提供することはありません。
- ①法令に基づく場合
 - ②業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取扱いを委託する場合
 - ③再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合
 - ④保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合
- (4)代理店制度について
- 弊社は代理店制度を採用しておりますので、上記の利用目的のためにお客様または被保険者の個人情報を弊社指定の代理店に対して提供いたします。
- なお弊社指定の代理店とは、
- ①ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店（お客様担当代理店）
 - ②保険契約者が所属する企業などの許可を得て、各種保険商品・サービスの提供等を行う代理店（企業担当代理店）
 - ③お客様担当代理店または企業担当代理店が提携し、弊社の承認を受けた代理店
 - ④その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店をいいます。

少額短期ほけん相談室について

少額短期ほけん相談室は、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般に関するご相談・ご紹介・苦情処理および紛争解決を行うことを目的として、日本少額短期保険協会が運営する機関です。

※リストアの補償内容・ご契約等に関するお問い合わせは日本震災パートナーズ お客様サービスセンターまでフリーダイヤル：0120-431-909（平日9～18時）

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SF 2階
TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755
受付時間：9時～12時、13時～17時
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）